

新たな木材需要創出総合プロジェクト

【平成28年度概算決定額 1, 215, 476 (1, 446, 536) 千円】
(平成27年度補正予算 1, 800百万円)

対策のポイント

木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するための製品・技術の開発・普及や、木造建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大により、新たな木材需要を創出します。

<背景/課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、森林資源のフル活用に向け、A材、B材、C・D材といった幅広い用途において、新たな木材需要の拡大に積極的に取り組む必要があります。
- ・このため、特に木材利用が低位で潜在的需要が大きく見込まれ、木材需要のフロンティアとなる都市部の中高層建築・低層非住宅建築等をターゲットとした「都市の木質化」に向け、新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を国土交通省と連携して進めることが必要です。
- ・また、様々な分野における木材需要の拡大に向けた技術開発、調査や普及啓発等の取組を効果的に進めることが必要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,174万^m (平成25年度) → 3,900万^m (平成32年度))

<主な内容>

1. 都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及 365, 131 (486, 430) 千円
(1) CLT等中高層建築物等の木質化に係る技術の開発・普及
CLT(直交集成板)強度データ等の収集、CLT施工マニュアル等の整備、中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発を行います。また、大径化したスギ等の製材需要創出・高付加価値化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及や、店舗等低層非住宅建築物の木質化に向けた取組を支援します。
また、CLTの多様な活用事例を全国各地で展開し、施工方法の確立及びコストダウンを図るため、平成28年度早期に整備される予定のCLTに関する告示を踏まえ、CLTを活用した先駆的な建築物の建設等を支援します。

<各省との連携>

- 国土交通省 ・CLTを用いた建築物の一般的な設計法告示を平成28年度早期目途に策定

- (2) 木材を利用した建築物の建設に携わる設計者の育成等の促進

中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組を支援します。また、木材の健康効果・環境貢献等の評価・普及の取組を行います。

2. 地域材利用促進 850, 345 (960, 106) 千円

- (1) 公共建築物等の木造化等の促進

公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。また、木造と他構造の設計を行い、両者のコスト比較などで得られたデータを地方公共団体等に幅広く情報提供することにより、木造化への誘導を促進します。

[平成28年度予算の概要]

(2) 新規分野における木材利用の促進

土木分野等における全国的な実証・普及等を通じた木材利用推進の取組を支援します。

(3) 工務店等と林業・木材加工業の連携による住宅づくり等への支援

地域材の利用拡大に向けて、工務店等と林業・木材加工業が連携し、地域材のサプライチェーンの構築や木材が見えるような意匠性の高い利用など地域材利用が付加価値向上につながる住宅づくり等のモデル的な取組を支援します。

(4) 木づかい・森林づくり活動の全国的な展開

木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発、木育等の取組を支援します。

(5) 木質バイオマスの利用拡大

地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス（竹を含む。）のエネルギー利用及びセルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向け、サポート体制の構築、燃料の安定供給体制の強化、技術開発・調査等を支援します。

(6) 海外での地域材利用

海外での地域材の利用技術の普及・向上のため、モデル建築における日本産木材の利用・展示等を行う取組を支援します。

(7) 違法伐採対策の推進

違法伐採対策の体制整備に向け、関連情報の収集・蓄積を図るほか、合法木材の普及を促進します。

補助率：定額、1/2、3/10
※1及び2の一部は委託
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1、2（3）の事業 林野庁木材産業課 （03-3502-8062）
2（（3）を除く。）の事業 林野庁木材利用課 （03-6744-2120）